

貫井・富士見台地区まちづくり計画の案に関する意見書の要旨と区の見解書

意見書提出期間：平成 22 年 11 月 9 日～30 日

意見書提出件数：2 件

No.	意見書の要旨	区の見解
1	<p>幅員 12m の道路が整備されることにより、交通量が増え、大型トラックの往来や抜け道になり、事故が増えることが懸念される。</p> <p>道路整備がアンケートで一番多く望まれていた「落ち着いた住宅地」につながるのかわからない。特に夜間の環境が大きく変わり、落ち着いた住宅地は維持できない。</p> <p>消防活動のために道路拡幅をするというのであれば、細い道路でも通行可能な小型消防車の開発等別手段を検討すべき。</p>	<p>幅員 12mの道路は、都市活動や日常の利便性を確保する都市交通機能、火災や震災から生活の安全性を確保する都市防災機能、歩行者の安全性を確保し都市景観や沿道の環境を保全する居住環境機能を担うものです。</p> <p>また、このまちづくり計画の案は、道路、公園の整備、建物の不燃化などのまちづくりを総合的に進めるもので、「落ち着いた住宅地」を目指しています。</p> <p>なお、計画の道路を整備することにより、消防活動困難区域は解消します。</p>
2	<p>主要生活道路は、密集住宅市街地整備促進事業において事業化を予定している2路線以外については指定をとりやめるべき。</p>	<p>このまちづくり計画の案は、地区の特性を踏まえ、地区の目指すべき将来像やまちづくりの方向性を示したものです。</p> <p>まちづくり計画図に示した道路は、ネットワーク化が必要な路線となるものです。</p> <p>計画の実現に向けて基本とする事業手法である密集住宅市街地整備促進事業で取り組む路線としては、生活幹線道路2路線、主要生活道路2路線を予定しています。</p> <p>他の路線につきましては、将来的に整備が必要な路線として、今後、実現化に向けた検討や取り組みを進めていきます。</p>
3	<p>説明会の質疑における区の回答では、密集住宅市街地整備促進事業において、用地買収についての強制力はないとの説明があった。一方で強制力があるとの見解もあるようだが、その点を明確にしてほしい。</p>	<p>これまで練馬区が密集住宅市街地整備促進事業に取り組んできた3地区では、権利者の生活再建を含め、理解と了解の下に用地取得を行っており、強制的に買収した事例はありません。また、今後も同様の対応をします。</p>
4	<p>まちづくりに関する地域への周知方法が十分でない。ニュースが配られていない家や計画自体を知らない人もいる。</p> <p>町会の掲示板や駅にポスターを掲示する等、もっと努力すべき。</p>	<p>まちづくり計画の案の素案となるまちづくり構想、およびこのまちづくり計画の案の周知につきましては、説明会開催案内の全戸配布、説明会の開催、まちづくりニュースの全戸配布、区のホームページ掲載等、多様な方法を用いて周知を図ってきました。</p> <p>今後、個別の事業計画を実施する際には町会のご協力をいただくなど、これまで以上に、多様な手法により、周知を図っていきます。</p>

5	<p>貫井・富士見台地区密集事業整備計画等検討会のメンバー構成、選定方法を公表すべき。</p>	<p>貫井・富士見台地区密集事業整備計画等検討会の構成員は、貫井町会、富士見台町会および坂下通り商工会、貫井中央商店会、富士見台商栄会、四商通り商店会から推薦された22人です。 なお、検討会のメンバー構成については、まちづくりニュース第1号でお知らせしています。</p>
6	<p>アンケートは、計画の案について行うべきであり、以前のアンケート結果をもとにするのは、住民の声を聞いているとはいえない。 アンケートの内容が、誘導的なものが多かった。また、アンケートの回収率が12%と低いが、回答しなかった者は、反対ということなのではないか。</p>	<p>アンケートは、地域のみなさまのご意見や地区に対する考え方の傾向を把握するために実施しています。配布数9,519通、回収数1,145通あり、傾向を把握するために必要な回答数を得ています。自由記述を含め、この地区に対する考えやご意見をまちづくり計画の案に反映しています。</p>
7	<p>生活幹線道路の計画は、中野区の区域があるため、千川通りまでつながる計画になっていない。幅員12mに拡幅すると、目白通りから入ってきた道が、途中で幅員4mの一方通行になり、理解できない。</p>	<p>千川通りは、このまちづくり計画の案の区域外にあるため、本計画には位置付けていません。しかし、区域内の道路ネットワークを向上させるためには、千川通りとの接続が必要と考え、今後の調整事項として計画に反映しました。</p>
8	<p>目白通りから千川通りへ抜ける道は、本地区の東側にある補助133号線から、500m程度しか離れていない。このため、同じような道路をつくる必要性に疑問を感じる。</p>	<p>目白通りから千川通りへ抜ける生活幹線道路は、都市計画道路を補完する道路として、概ね500mごとに計画しています。このため、この地区における南北方向の道路として必要であると考えています。</p>
9	<p>路線価や税金が上がるなど、生活幹線道路を整備することによる不利益な情報を全て包み隠さず説明すべき。</p>	<p>このまちづくり計画の案は、地区の目指すべき将来像やまちづくりの方向性について定めたものです。 今後、道路整備に取り組む際には、個別事業の説明会や個別相談などにより、十分な説明を行います。</p>
10	<p>練馬区はより地域住民と協議を行い、住民の意見を計画に反映すべきである。</p>	<p>このまちづくり計画の案は、地元の検討会や意向調査により住民意向を反映しています。 今後、個別のまちづくり事業を実施する際には、地域のみなさまと十分に協議をして進めています。</p>
11	<p>なぜ、練馬区は、今まで整備をしてこなかったのか。</p>	<p>練馬区では、計画的にまちづくりを実施しています。 この地区については、練馬区長期計画に基づき、平成20年度に密集住宅市街地整備促進事業の新規地区として選定し、平成21年度からまちづくりに取り組んでいます。</p>